

## 教育啓発研修助成事業実施要綱

### (要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人島根県教職員互助会（以下「互助会」という。）が公益事業として行う教育啓発研修助成事業に関して必要な事項を定める。

### (事業目的)

第2条 この事業は、県内の教職員の能力の向上を図り、以って県内の教育及び文化の向上に寄与することを目的とする。

### (事業実施主体)

第3条 この事業の実施主体は次に定める教職員の集まりとする。（以下「申請者」という。）

(1) 第4条で定める教職員の職制団体又は教職員が中心となって構成する教育関係団体（以下「教育団体等」という。）

(2) 互助会現職会員が所属する所属所（以下「所属所」という。）

(3) 教職員5人以上で結成したグループ（以下「グループ」という。）

### (定義)

第4条 この要綱において「教職員」とは、互助会現職会員及び短時間勤務の現職会員（以下「互助会現職会員等」という。）並びに互助会現職会員等が所属する所属所の互助会現職会員等以外の教職員並びにその他県内にある学校教育法に規定する学校に勤務する教職員のことをいう。

2 第3条に規定する教育団体等は別表に記載する団体及びその他理事長が認める団体とする。

3 グループとは、複数の所属所の教職員5人以上からなる集まりで、互助会現職会員等が構成員の過半数を占めるグループのことをいう。

### (助成対象事業)

第5条 助成金の支給対象となる事業は、要綱第2条の目的を達するため、教職員が主となり実施する研究大会、研修会、セミナー、公開授業、体験学習会、講演会等とする。

2 次に掲げる事業は、助成対象とはしないものとする。

(1) 実施する事業に対して互助会の他の助成がある場合

(2) 厚生計画として計画された研修

(3) その他、この事業の主旨にそぐわないと理事長が認めた場合

### (助成対象費用と助成金限度額)

第6条 助成金の対象となる費用及び助成金の限度額は次のとおりとする。

(1) 対象経費

ア 講師関係費（謝金・交通費・宿泊費）

イ 資料代（コピー代・印刷費・講師等からの資料購入費等）

講師等からの資料には、(一財)島根県教職員互助会が実施する学校図書充実事業で対象としている図書（児童・生徒の健全な成長の一助となることを目的とする図書）は除く。

(2) 助成金額

ア 教育団体等

1 事業あたり職員の出席者数に応じて次のとおりとする。

教職員の出席者数	助成金限度額
5人以上15人まで	40,000円
16人以上30人まで	100,000円
31人以上60人まで	150,000円
61人以上150人まで	250,000円
151人以上	400,000円

イ 所属所

1 所属所あたり1回40,000円、年間上限100,000円

ウ グループ

1 グループあたり教職員の出席者数に応じて次のとおりとする。

教職員の出席者数	助成金限度額
①16人以上	年間上限100,000円
②5人以上15人まで	年間上限40,000円

(助成金の申請手続き)

**第7条** 所属所及びグループが実施する事業への助成を希望するときは、事業実施月に応じて、次表に定める申請期間内に「教育啓発研修助成事業申請書」(様式啓発第1号。以下「申請書」という。)に事業の概要が分かる資料を添付し提出しなければならない。

事業実施月	申請期間	予算割合
4～6月	4月末日	30%
7～9月	5～6月末日	40%
10～3月	7～9月末日	30%

2 教育団体等が実施する事業への助成を希望するときは、事業実施日に関わらず5月末日までに申請書に事業の概要が分かる資料を添付し提出しなければならない。

事業実施後に申請する団体においては、収支予算書の支出額は確定額を記載し、収入の教育啓発助成金の欄には希望する助成額を記載すること。

3 所属所においては、代表者は原則所属所長とする。

4 グループにおいては、第1項の申請書に併せて複数所属の企画者5名以上が記載された「教育啓発研修助成事業企画者名簿」(様式啓発第2号)を提出しなければならない。

(助成金の決定通知)

**第8条** 理事長は、申請書を審査し適当と認めたときは、予算の範囲内において助成金の支給を決定し、「教育啓発研修助成金決定通知書」(様式啓発第3号。以下「通知書」という。)により申請者へ通知するものとする。

なお、教育団体等への決定通知については、該当年度の全ての事業について、6月末日までに通知する。

- 2 予算額を超える申請があった場合、所属所及びグループについては、第7条第1項に定める事業実施月に応じた予算割合から算出した額を超えた時点で該当実施月の申請受付を停止し、団体については、予算内に収めるため助成金決定額を一律減額する。

#### (申請内容の変更)

**第9条** 前条の助成金決定通知を受けた申請者が、次のいずれかに該当する場合には、教育啓発研修助成事業（変更）申請書（様式啓発第1号。以下「変更申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

ただし、前条第2項の規定により申請額に対し助成金決定額が減額されている場合、助成金の申請額を増額する変更申請はできないものとする。

- (1) 実施事業の内容を変更する場合
- (2) 助成金の申請額を増額する場合
- (3) 事業実施の中止等により支援金が不要となった場合

- 2 理事長は、前項の規定により提出のあった変更申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、前項の変更申請に対して、教育啓発研修助成金（変更・取消）決定通知書（様式啓発第3号）により通知するものとする。

#### (実績報告書の提出)

**第10条** 第8条の規定により助成金の支給決定を受けた申請者は、助成金の支給決定に係る事業を完了したときは、事業完了月の翌月の末日までに（ただし、事業実施後に支給決定を受けた団体については、支給決定後すみやかに）「教育啓発研修助成事業実績報告書」（様式啓発第5号）に次に掲げる書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施に伴う費用（第5条に定める助成対象経費に限る）を支出した領収書の写し
- (2) 事業実施に関する資料
  - ・事業の開催通知文書等
  - ・事業の実施状況が分かる写真
  - ・助成金で作成した資料等がある場合は、その資料等

#### (助成金の請求手続き)

**第11条** 申請者は、前条に規定する報告書の提出に併せて、教育啓発研修助成金請求書（様式啓発第4号。以下「請求書」という。）を理事長に提出するものとする。

#### (助成金の額の確定及び支給)

**第12条** 理事長は、第10条の規定により提出された報告書の内容を審査し、事業実施内容が適正であると認められるときは、助成金の額を確定し、前条の規定により提出された請求書に基づき助成金を支給するものとする。

#### (助成金の概算払)

**第13条** 前条の規定にかかわらず、事業実施前に限り理事長は助成金の概算払をすることができるものとする。

- 2 申請者が概算払を希望するときは、その理由を記載した請求書を理事長に提出するものとする。
- 3 前項による請求書の提出は事業実施の1ヵ月前から2週間前までに行うものとする。

**(助成金の精算)**

- 第14条** 前条第2項の規定により概算払いを受けた申請者は概算払を受けた額が第12条による助成金の確定額を上回った場合は精算するものとする。
- 2 理事長は、前項により精算が必要となった申請者に対しては、その旨を通知するものとする。

**(決定の取消)**

- 第15条** 理事長は、報告書等を審査した結果、申請書及び変更申請書の内容に不正があると認められたときは、第8条に基づく決定通知及び第9条第2項に規定する変更決定通知を取り消すことができる。

この場合において、申請者が概算払い請求により助成金を受領している場合は、当該助成金をただちに理事長に返還しなければならない。

**(事業の実施期間)**

- 第16条** この事業の実施期間は、当該年度の4月1日から3月31日までの間とする。

**(その他)**

- 第17条** この要綱に定めがない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表

団体区分	団体コード	団体名
職制団体	SD01	養護教諭研究連絡協議会
	SD02	高等学校司書の会
	SD03	教職員実習教員部
	SD04	公立小中学校事務職員研究会
	SD05	公立高等学校事務職員協会
	SD06	特別支援学校教育研究会寄宿舎部会
	SD07	技術員のつどい実行委員会
	SD08	介助員研修
	SD09	管内別の公立小中学校事務職員が組織した研究会
	SD10	公立学校事務長会
教育関係団体	KD01	県公立高等学校長協会
	KD02	県特別支援学校長会
	KD03	県中学校長会（市郡単位も含む）
	KD04	県小学校長会（市郡単位も含む）
	KD05	島根県公立小・中学校女性校長会
	KD06	島根県国公立幼稚園・こども園長会
	KY01	県高等学校教頭・副校長協議会
	KY02	県特別支援学校教頭会
	KY03	県小中学校教頭会（市郡単位も含む）
	KE01	県高等学校教育研究連合会
	KE02	県特別支援学校教育研究会
	KE03	島根県教育研究会（市郡単位も含む）
	KE04	県幼児教育研究会
	KE05	島根県学校事務職員制度研究会
	KE06	島根県人権教育研究協議会
	KE07	島根県商業教育研究会
	KE08	島根県高等学校養護教諭研究会
	KE09	島根県情緒障害教育研究会
	KE10	島根県教育研究の会
	KE11	島根県国際理解教育研究会
	KE12	島根県高等学校総合学科研究協議会
	KE13	島根県聴覚言語障害教育研究会
	KU01	島根県教職員組合
	KU02	島根教職員組合
	KU03	島根県高等学校教職員組合
	KU04	島根県教職員協議会
	KU05	島根県学校事務職員労働組合
	KS01	島根県学校栄養士会
	KS02	島根の教育を愛する会
	KS03	子どもと生活科・総合的な学習を考える会
KS04	島根県高等学校定時制通信制教育振興会	
KS05	島根国語懇話会	
KS06	島根県高等学校体育連盟	

申請区分	1	教育団体等	2	所属所	3	グループ
------	---	-------	---	-----	---	------

令和 年 月 日

## 年度教育啓発研修助成事業（変更）申請書

一般財団法人島根県教職員互助会理事長 様

		互助会整理番号(互助会記入欄)			
団体・所属所 グループ名				団体コード <sup>△</sup>	所属所コード <sup>△</sup>
代表者氏名	代表者印		担当者名		
所在地	〒		連絡先 電話番号		

教育啓発研修助成事業を下記のとおり実施（変更）したく申請します。

記

## 1 事業の概要

事業名		
事業内容	目的	
	講師 概要 (※)	氏 名： 所属団体等： 役 職：
	内容	
実施場所		
実施期日	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	

※開催通知等がある場合は添付してください。

※謝金、交通費、宿泊費等講師関係費がない場合は記入不要です。

出席者数	区 分		人 数	備 考
	教職員	互助会現職会員	人	
		公立学校教職員 (現職会員以外)	人	講師等
		附属小中学校	人	県外は除く
		私立学校等	人	〃
		計	人	(助成金額基準数)
	教職員以外	県外教職員	人	
		保護者	人	
		生徒	人	
		その他	人	
計		人		
合 計		人		

2 収支予算書 ※注. 必ず  $a \leq b$ 、 $A = B$  となるように記載してください。

(1) 収入

項 目	金 額 (円)	備 考
教育啓発助成金(a)		※下記「3申請金額」と同額
出席者負担金		
その他の収入		
合計(A)		

(2) 支出

項 目	金 額 (円)	備 考	
助成対象経費	謝 金		
	交 通 費		講師関係費のみ対象
	宿 泊 費		
	資 料 代		用紙、印代は不可
	小計(b)		
助成対象外経費		会場費等	
合計(B)			

3 申請金額(a) \_\_\_\_\_ 円

助成金決定額 (互助会記入欄)	_____ 円
--------------------	---------

様式啓発第2号【グループ用】

## 令和 年度 教育啓発研修助成事業企画者名簿

【注】必ず2つ以上の所属所の教職員を記載してください。

同一所属所内の教職員によるグループは「所属所」の区分になりますので名簿は不要です。

No.	所属所名	職員番号	氏名	会員区分 ○・×を記入し てください。	印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					



令和 年 月 日

様

一般財団法人島根県教職員互助会理事長  
( 公 印 省 略 )

### 令和 年度教育啓発研修助成金（変更・取消）決定通知書

令和 年 月 日付で申請された教育啓発研修助成事業については、  
適当と認め、下記のとおり助成金を決定（変更・取消）します。

記

助 成 金 の 額	一金	円
-----------	----	---

事 業 名	
実 施 場 所	
実 施 期 日	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

互助会整理番号	
---------	--

様式啓発第4号

申請区分	1	教育団体等	2	所属所	3	グループ
------	---	-------	---	-----	---	------

令和 年 月 日

令和 年度 教育啓発研修助成金（概算払・精算払）請求書

一般財団法人島根県教職員互助会理事長 様

		互助会整理番号 (必ず記入してください)			
団体・所属所 グループ名					団体コード 所属所コード
代表者氏名	[代表者印]		担当者名		
所在地	〒		連絡先 電話番号		

決定通知を受けた事業について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

金額								円
----	--	--	--	--	--	--	--	---

2 概算払請求の場合、その理由

3 助成金受取口座（※口座番号、名義が確認できる通帳の写しを添付してください）

金融機関名	銀行	支店
	農協	支所
	信金	出張所
	金融機関コード	支店コード
口座番号	普通	
口座名義	(フリガナ)	

この欄は記入しないこと								
支給決定額	一金							円

申請区分	1	教育団体等	2	所属所	3	グループ
------	---	-------	---	-----	---	------

様式啓発第5号

令和 年 月 日

## 令和 年度 教育啓発研修助成事業実績報告書

一般財団法人島根県教職員互助会理事長 様

		互助会整理番号 (必ず記入してください)			
団体・所属所 グループ名				団体コード <sup>*</sup> 所属所コード <sup>*</sup>	
代表者氏名			代表者印	担当者名	
所在地	〒			連絡先 電話番号	

教育啓発研修助成事業を下記のとおり実施しましたので報告します。

記

### 1 事業の実績

事業名	
具体的な 取組内容	
事業の成果	
実施場所	
実施期日	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(次ページに続く)

出席者数	区 分		人 数	備 考
	教職員	互助会現職会員	人	
		公立学校教職員 (現職会員以外)	人	講師等
		附属小中学校	人	県外は除く
		私立学校等	人	〃
		計	人	(助成金額基準数)
	教職員以外	県外教職員	人	
		保 護 者	人	
		生 徒	人	
		そ の 他	人	
計		人		
合 計		人		

2 収支報告書 ※注. 必ず  $a \leq b$ 、 $A = B$  となるように記載してください。

(1) 収入

項 目	金 額 (円)	備 考
教育啓発助成金(a)		決定額の範囲内で最終必要となる額を記載してください。
出席者負担金		
その他の収入		
合計(A)		

(2) 支出

項 目	金 額 (円)	備 考
助成対象経費	謝 金	
	交 通 費	講師関係費のみ対象
	宿 泊 費	
	資 料 代	用紙、印代は不可
	小計(b)	
助成対象外経費		会場費等
合計(B)		

(次ページに続く)

### 3 助成対象経費内訳

#### (1) 講師謝金内訳

講師氏名	所属団体等	役職等	金額	備考
計				

※所属団体、役職等がない場合は、講師の概要を備考に記載してください。

#### (2) 講師交通費内訳

交通機関	出発地	到着地	金額	備考
計				

#### (3) 講師宿泊費内訳

宿泊施設名	1泊料金	泊数	金額	備考
計				

#### (4) 資料代内訳 (成果物として添付してください)

資料名	仕様	単価	部数	金額	備考
計					

助成金精算戻入額 (この欄は記入不要です)

\_\_\_\_\_ 円

区 分	金 額
概算払額①	
実績額 ②	
戻入額 ①-②	